

令和7年度 第9回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和7年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 令和7年12月8日(月) 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
日程第8 議案第6号 利用状況調査に係る非農地判断について
日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(水路)の用途廃止について

出席委員 (18名)

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員 (23名)

- | | | | |
|--------|---------|---------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 山下宏二 | 4 星川久和 |
| 5 高橋忠明 | 6 佐藤保之 | 7 宇高勉 | 8 鎌倉静夫 |
| 9 竹本正行 | 10 喜井仁志 | 11 村上紘一 | 12 石川繁 |

13 紀井正明 14 受川清男 15 三好昇 16 合田篤夫
17 鈴木一郎 18 伊藤浩一 19 萩尾博 20 高橋秀典
22 近藤良啓 23 河村嘉男 25 鈴木敏也

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

21 越智寧 24 竹内正篤

出席した職員

事務局長 岩田政嗣 次長 三宅栄一 次長 石川みちる
主査 大西洸喜

第9回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和7年12月8日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農地利用最適化推進委員の

21番 越智 委員

24番 竹内 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、
16番 村上 委員、17番 寺尾 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議長 報告を求めます。石川 次長

石川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和7年11月1日解約。

番号2の案件については、令和7年11月3日解約。

以上、2件の解約通知がありました。報告を終わります。

議長 以上で、報告は終わりました。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 次長

石川 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月20日に地元農業委員、推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、遺贈による所有権移転です。法定相続人以外の第三者である受人が、特定遺贈により農地を取得するものです。

番号3の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は水稻の作付を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。許可後は水稻の作付

けを予定しています。

番号6の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月19日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は果樹の栽培を予定しています。

番号7の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日に地元推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後はお茶や野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月20日にヒアリングと現地確認を行いました。

受人は、これまで市外で祖父所有の農地を耕作してきましたが、このたび、住居に隣接する申請地を譲り受けて農業を始めるものです。すでに、軽トラックやトラクター、管理機などの農機具を所有しており、将来的には収穫や植え付けなどに関する機械も購入し、経営を安定させていきたいと考えており、農地の管理は十分可能であると思われまます。現在、地域の自治会長を務めるなど周辺地域との関係も良好で、今後も、地元の水利組合や改良区などと良好な関係をつくりながら、意欲的に農業を行っていく意思を確認しました。

議 長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日にヒアリングと現地確認を行いました。

受人は市外に居住しておりますが、申請地は市内にある自宅の近隣で、その自宅に居住する妻と共に農業をすることのことで、水稻の作付けを考えています。営農経験は、子どものころから親の手伝いをしており、今後も父の指導を受け耕作能力向上に努めるとのことです。農機具は、実家からトラクターや田植機・コンバイン等を借りて耕作をします。通作距離や、農業従事日数、地域の水路清掃等への参加や取決めを遵守することを確認しました。今後も継続して水稻等の作付けをすることのことで、農業への意欲は感じられましたので問題ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月19日にヒアリングと現地確認を行いました。

申請地は自宅から離れておりますが、車で移動することで通作が可能であると思います。現在植えられている果樹の栽培を続けるとのことでした。退職を機に、2年前から、自宅周辺の農家の方を手伝いながら色々な知識を習得しているということですので、営農については問題ないと思います。

また、農機具については、離農する農家の方から耕運機や小型農機具一式

を譲り受けたとのことで、農地の管理についても十分可能と思われます。

今後、申請地が地元である譲渡人を通じて地域と良好な関係を作り、農業に従事していくことを確認しました。

議 長 7 番

委 員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、11月21日にヒアリングと現地確認を行いました。

受人は、申請地の隣接地に居住しており、現在、営農が困難となった所有者から農地の管理を任されています。8年ほど前まで製茶場に勤務してお茶の栽培に携わっており、野菜等の栽培経験もあることから、営農については問題ないと思われます。また、農機具については、耕うん機やユンボを所有しており、農地の管理についても十分可能と思われます。地元出身ということで住民との人間関係も問題なく、今後も農業に従事していくことを確認しました。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は市外に居住しており、近年、耕作困難となった耕作者から農地を返却され現在に至っています。このたび、近隣の親類から駐車場として利用したいとの申し出があったため、貸駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 主査

大 西 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は3件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1から番号3まで関連案件であるため、一括して説明いたします。

受人は、太陽光発電事業等を営む法人であり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適した申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は小集団の農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議 長 番号1番について、質疑はありますか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありますか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 主査

大西 それでは、議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が、継続して相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類を税務署に提出する必要があります。証明については、農業委員会が行うこととなっており、農地の相続税の納税猶予を引き続き認めるかどうかの最終的な判断は、税務署が行います。

番号1の案件について、11月5日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 11月5日に、現地確認を行いました。対象の農地8筆では、水稻や里芋、果樹などの栽培を行っており、農地の草刈りなど、いずれの農地も管理できていることが確認できましたので、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思われま

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり証明することに決しました。

議長 日程第7、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 石川 次長

石川 それでは、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適当と認められた中間管理権の設定8件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、5年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の賃貸借です。

番号3の案件については、5年間の賃貸借です。

番号4の案件については、5年間の使用貸借です。

番号5の案件については、5年間の使用貸借です。

番号6の案件については、5年間の使用貸借です。

番号7の案件については、7年10カ月間の使用貸借です。

番号8の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

番号1から番号8について、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 採決に入る前に、番号4については、大西委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大西委員の退席を求めます。

(大西 委員 退席)

議長 議案第5号中、番号4、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号4は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 大西委員の入室を許可いたします。

(大西 委員 入室・着席)

議長 大西委員に報告します。大西委員関連案件の番号4については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議長 続きまして、番号8については、宇高委員の関連案件でありますので、宇高委員の退席を求めます。

(宇高 推進委員 退席)

議長 議案第5号中、番号8、「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、番号8は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 宇高委員の入室を許可いたします。

(宇高 推進委員 入室・着席)

議 長 宇高委員に報告します。宇高委員関連案件の番号8については、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申することに決しましたので、報告いたします。

議 長 では、採決を続けます。議案第5号中、番号4と番号8以外について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議 長 日程第8、議案第6号、「利用状況調査に係る非農地判断」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第6号「利用状況調査に係る非農地判断」について、説明いたします。

利用状況調査については、農地法第30条第1項に基づき、毎年、管内にある農地の利用状況を調査しており、今年度は5月から8月にかけて実施しました。利用状況調査の結果、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地については遊休農地となり、「農地法の運用について」第3の1の(3)により、筆ごとに分類することとされております。このうち、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地は、再生利用が困難な農地として、「農地法の運用について」第4の(4)の規定に基づき「農地」に該当しない旨の判断を行うものです。

今回、非農地判断を求める農地は、132筆、約4.8haです。

本日、総会において、非農地と判断された農地については、「農地法の運用について」第4の(3)のウに基づき所有者に「非農地通知」を発行し、今後は農地法の規制の対象外となるため、農地台帳から削除するとともに、県、市、法務局等の関係機関に対してその旨を通知します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「利用状況調査に係る非農地判断」について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第6号は、承認することに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三宅 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「水路」は申請者の所有地に隣接しており、有効利用のため「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1について、質疑はありませんか。

委 員 11月21日現地を確認しました。当該「水路」は申請者の所有地に隣接しており、今般南側の土地を取得予定であり、間に挟まれるため払い下げを受け、有効利用するもので、地元土地改良区の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われま

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 06)

署名 人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 藤信

委員 村上 佳清

委員 手尾 悟志
